

官報

号外 昭和三十九年五月十三日

○第四十六回 参議院會議録第二十二号

昭和三十九年五月十三日(水曜日)

午前十時二十五分開議

議事日程 第二十二号

昭和三十九年五月十三日

午前十時開議

第一 漁港審議会委員の任命に關する件

第二 厚生年金保險法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第三 関稅協力理事會を設立する條約の締結について承認を求め

るの件(衆議院送付)

第四 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治

法等の特例に關する法律案(内閣提出)

第五 水先法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 國事行為の臨時代行に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、故議員野村吉三郎君に対する追悼の辭

一、故議員野村吉三郎君に対し弔詞贈呈の件

一、日程第一 漁港審議会委員の任命に關する件

一、日程第二 厚生年金保險法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第三 関稅協力理事會を設立する條約の締結について承認を求め

るの件

一、日程第四 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に關する法律案

一、日程第五 水先法の一部を改正する法律案

一、日程第六 國事行為の臨時代行に關する法律案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗讀を省略いたします。

去る八日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

文教委員 鈴木 一弘君

商工委員 柏原 ヤス君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文教委員 柏原 ヤス君

商工委員 鈴木 一弘君

同日石炭対策特別委員會において當選した理事は左の通りである。

理事 亀井 光君(鋼木亨弘君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員會に付託した。

奥地等産業開發道路整備臨時措置法案(瀬戸山三男君外七十名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を商工委員會に付託した。

中小企業団体の組織に關する法律の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

教育職員免許法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

外交關係に關するウィーン條約及び關係議定書の締結について承認を求め

るの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館の名稱及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

輸出保險法の一部を改正する法律案

企業資本充實のための資産再評價等の特別措置法の一部を改正する法律案

公庫の予算及び決算に關する法律の一部を改正する法律案

同日國會において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

外交關係に關するウィーン條約及び關係議定書の締結について承認を求め

るの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

在外公館の名稱及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律

輸出保險法の一部を改正する法律

企業資本充實のための資産再評價等の特別措置法の一部を改正する法律

公庫の予算及び決算に關する法律の一部を改正する法律

去る九日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

農林水産委員 中尾 辰義君

建設委員 牛田 寛君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員 牛田 寛君

建設委員 中尾 辰義君

同日内閣から左の報告書を受領した。

昭和三十八年度三・四半期における予算使用の状況報告書

一昨十一日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員 向井 長年君

法務委員 岡 三郎君

商工委員 田畑 金光君

運輸委員 中村 順造君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和三十九年五月十三日 参議院會議録第二十二号 議長の報告 會議 故議員野村吉三郎君に対する追悼の辭

内閣委員 田畑 金光君
法務委員 中村 順道君
商工委員 向井 長年君
運輸委員 岡 三郎君
同日内閣総理大臣から議長宛、去る八日付をもって防衛庁経理局長上田克郎君は大蔵大臣官房付に任命されたので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。
同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省為替局長渡邊誠君の第四十六回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。
昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
法務委員 田中 啓一君
運輸委員 井野 碩哉君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
法務委員 井野 碩哉君
運輸委員 田中 啓一君
同日文教委員会において当選した理事は左の通りである。
理事 小林 武君(豊瀬嶺一君の補欠)
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
国民金融公庫法の一部を改正する法律案 大蔵委員会に付託

食料品総合小売市場管理法案 農林水産委員会に付託
繊維工業設備等臨時措置法案 商工委員会に付託
同日委員長から左の報告書が提出された。
関税協力理事会を設立する条約の締結について承認を求めるの件議決報告書
大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案可決報告書
水先法の一部を改正する法律案可決報告書
国事行為の臨時代行に関する法律案可決報告書
同日内閣から、左記の者を漁港審議会委員に任命致したので、漁港法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
(二月二十二日任期満了による再任) 井出 正孝
(同日任期満了) 黒田 静夫
(同日任期満了) 小田 賢 林 真治
(同日任期満了) 齊藤 静 向瀬 三郎
(同日任期満了) 坂本 庄 秋山 二郎
(同日任期満了) 三郎の後任

(同 井内光) 西上 重式
(同 奥田恵) 鈴木 寛
(同 川上善) 高橋 重博
(同 上野 次) 小林 一郎
昭和三十三年四月一日委員から除かれた水産庁長官の後任
同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百六十三年の国際労働機関第四十七回総会で採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。
防衛庁経理局長 大村 筆雄君
大蔵省為替局長 鈴木 秀雄君
同日内閣総理大臣から議長宛、防衛庁経理局長大村筆雄君外一名(前掲議長承認)を第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。
議員野村吉三郎君は、去る八日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。
草葉隆圓君から発言を求められております。この際、発言を許します。

草葉隆圓君。
〔草葉隆圓君登壇、拍手〕
○草葉隆圓君 議員野村吉三郎君の御逝去は、まことに痛恨にたえません。巨星墜つの感慨を深くいたすものでございまして、同僚議員といたしまして、つつしんで深く哀悼の意を表します。
顧みますれば、野村君は、昭和十九年六月参議院議員に御当選以来、終始外務委員として重きをなされ、また、自由民主党の参議院議員会長、外交調査会会長等をつとめられました。同君の円熟した人柄、広い視野、高邁なる識見は、接する者の敬慕を集め、参議院をして真に国民の信頼にこたえる良識の府たらしめる上に、常に大きな力でありましたことは、私どものひとしく忘れ得ないところでございます。
野村君は、明治十年和歌山市に生まれられ、幼にして海軍に志し、再三生死の間をめぐりながら常に勇名を上げ、果進して海軍大将となり、幾多の要職を歴任されましたことは、御承知のとおりでございます。
しかも野村君は、一介の武弁に終わることなく、海軍武官として、あるいは軍縮會議の随員として、しばしば外国に使いしては、広く世界の情勢に通

曉する機会に恵まれ、さらに、生来、広く書を愛読され、進んで内外の識者と交わりを深くし、日本の国力、国際的地位に対して、常に正しい認識を持つことにとめられたのであります。かくて、同君は、つとにわが国の安全や国民の繁栄は、広く世界の平和と人類の福祉とを離れては望み得られないものであるとの強い信念を固められ、しかも、この信念こそ、終生変わることがなかったところであると存するのでございます。戦前、学習院長として子弟の教育に当たられました、国際關係緊迫を加うるに及びまして、難を知らながら、あえて駐米大使の重責を受諾して、いわゆる野村・ハル交渉に文字どおり粉身の努力と苦心を重ねられたのであります。交渉は、不幸にして失敗に終わりましたが、世界平和への同君の熱情と強い愛国心とは、必ずや後の世の人々の長く記憶するところであらうと存じます。さらに、戦後、参議院選挙への出馬を決意され、したのも、同じく、世界の平和と日本民族の将来に対する同君の強い信念に基づくものであったと存じます。
同君は、両三年来、健康を害され、国立東京第一病院に入院、もっぱら療

養につとめられてまいったのであります。一時は快方に向かわれつつありと承り、私も一同、御登院の日を楽しみに待ちわびておったのであります。が、ついに去る五月八日幽明境を異にされるに至ったのであります。

いまや、世界は冷戦緩和の方向に進みつつあるとは申しながら、内外の情勢はますます同君のような高潔達識の士を必要とすること切なるものがあるときであると存じます。このときにあり、君を失いますことは、ひとり参議院のみではなく、国家全体の損失であり、さらに、平和を念願する世界の人々の惜しんでやまないところであると存じます。

ここに野村君の霊に対し、つつしんで敬弔の誠をささげ、心から御冥福をお祈り申し上げる次第であります。(拍手)

議長(重宗雄三君) おはかりいたします。野村吉三郎君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました弔詞を朗読いたします。

〔議員起立〕

参議院は議員從二位勲一等野村吉三郎君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

議長(重宗雄三君) 日程第一、漁港審議会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、漁港法第九条第一項の規定により、井出正孝君、黒田静夫君、林真治君、向瀬賢三郎君、秋山卓二郎君、西上重式君、鈴木覚君、高橋重博君、小林小一郎君を漁港審議会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(重宗雄三君) 議員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

議長(重宗雄三君) 日程第二、厚生年金保険法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。小林厚生大臣。

〔国務大臣小林武治君登壇、拍手〕

○国務大臣(小林武治君) 厚生年金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

厚生年金保険は、昭和十七年に発足して以来、今日まで二十有余年を経過し、千七百万人にのぼる民間被用者を包含する年金制度であります。現行の給付体系、すなわち定額部分と報酬比例部分の二本立てによる年金給付の体系が整えられたのは、昭和二十九年の改正によるものであります。その後昭和三十五年には、給付及び保険料について若干の手直しを加えたのであります。この改正がきわめて幅の小さいものであったため、厚生年金保険の給付水準は、昭和二十九年以後の著しい経済成長、これに伴う生活水準の大幅な上昇に取り残され、労働者の老後の生活を保障するものとしては、はなはだ不十分な状態に置かれていたものであります。また、年金財政をまかなうため労使が負担する保険料率も、他に例を見ない低い水準のまま推移しているものであります。

以上のような事情にかんがみ、本年は保険料率再計算の時期でもあるところから、政府としてはこの機会に、今日までの経済成長、生活水準向上の実態に則して、厚生年金保険の大幅な改正をはかることが適当と考え、一昨年以來準備を進めてまいりましたのであります。今回の改正の趣旨とするところは、

まず、何よりも、人口老齢化の趨勢がいよいよ明確化し、年金受給者も増加して厚生年金保険が成熟期を迎えようとする時期において、労働者の老後の生活を保障するに足る老齢年金として平均月額一万年金を実現することを中心として、制度の内容を大幅に改善し、これに伴う所要の調整を加えるとともに、給付の引き上げ、賃金水準の上昇に応じて、保険料負担についても適正な水準にまで引き上げようとするものであります。同時に、最近普及しつつある企業年金と、改正後の厚生年金との機能や負担の競合を調整し、老後の生活保障を企業の協力により一層充実強化し得るよう、両者の調整を労使の合意によつて行なう道を開くこととしたのであります。

以下、改正法案のおもな内容につきまして、逐次御説明申し上げます。

第一に、基本年金額の引き上げについてであります。

まず、定額部分につきましては、現行の月額二千元を五千元に引き上げ、さらに被保険者期間二十年以降三十年までは一年につき二百五十円を加算することとし、これによつて三十年では月額七千五百円となるようにいたしております。

また、報酬比例部分については、現行の平均標準報酬月額に被保険者期間一月当たり乗する率千分の六を千分の十に引き上げることとしたしております。

第二に、老齢年金の支給につきましては、現行では退職しない以上は年金が支給されない仕組みとなっておりますのを、高齢労働者の生活安定の趣旨に沿つて若干緩和することとし、六十五歳に達したときは在職中でも老齢年金の八割相当額を支給することとしております。

第三に、障害年金及び障害手当金の額の引き上げについてであります。

一級障害年金につきましては、現行の基本金額に月額千円を加算する方式を改め、基本年金額の百分の百二十五相当額に引き上げ、三級障害年金につきましては、現行の基本年金額の百分の七十を、百分の七十五に引き上げるほか、さらに月額五千円の最低保障を設

官 報 (号 外)

けることとし、また、障害手当金につきましては、現行の基本年金額の百分の百四十を百分の百五十に引き上げることとしたしております。

第四に、遺族年金につきましては、妻についての年齢制限及び若年停止を撤廃し、さらに年金額については月額五千円の最低保障を設けたことであります。

第五に、任意継続被保険者について、新たに被保険者期間中の事故に基づく障害年金、障害手当金及び遺族年金を支給することとしたこととあります。

第六に、年金額の調整についてであります。年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、すみやかに変動後の諸事情に應ずるための調整が加えられるべきものとしたこととあります。

第七に、標準報酬につきましては、最近の賃金水準の上昇等の実情に則し、現行の三千円から三万六千円までの二十等級を、七千円から六万円までの二十三等級に改めたこととあります。

第八に、保険料率の引上げについてであります。今回の給付の大幅改善に伴い、保険料の負担につきましても、

相応に増加すべきことはやむを得ないところであります。厚生年金保険におきましては、従来いわゆる修正積み立て方式のたてまをとっており、五年ごとに再計算することとして暫定的な料率を採用しておりますが、今回この方式を踏襲いたし、急激な負担の増大を避けるため、とりあえず第一種被保険者(一般男子)については、現行の千分の三十五を千分の五十八に、第二種被保険者(女子)については、現行の千分の三十を千分の四十四に、第三種被保険者(坑内夫)については、現行の千分の四十二を千分の七十二に、第四種被保険者(任意継続被保険者)については、現行の千分の三十五を千分の五十八に、これら料率については、将来にわたって段階的に引き上げていくこととしたのであります。

第九に、既裁定年金の引き上げについてであります。現に支給中の年金が、所得保障の趣旨から見て著しく低水準にあるところから、既裁定年金につきましても今回の改正方式を適用いたし、改正後の計算例によつてこれらの年金額を大幅に引き上げることとしたしております。

第十に、旧陸海軍工廠の工員などの

旧令共済組合員であつた期間を厚生年金の被保険者期間に算入し、通算老齢年金に準じた特例老齢年金を支給することとしたこととあります。

第十一に、厚生年金の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分につきましては、民間職域において設立されたいわゆる企業年金で一定の要件を備えるものについては、申請により、厚生年金基金を設けてその代行給付を行なう道を開いたこととあります。

厚生年金基金は、事業主及び被保険者で組織される特別法人とし、一定数の被保険者を使用する事業主がその被保険者の二分の一以上の同意を得て規約をつくり、厚生大臣の認可を受けて設立することとなりますが、その行なう事業は、厚生年金の給付のうち、老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分の代行として、少なくともそれを上回る額の年金給付を行なうほか、任意給付として、死亡または脱退に関して一時金の支給を行なうことができるものとしております。

また、厚生年金基金は、信託会社または生命保険会社と給付の支給を目的として信託または保険の契約を締結しなければならぬほか、その事業に要する費用に充てるため、掛け金を徴収することとしたのであります。

なお、国庫は、年金給付に要する費用のうち、老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分相当額に要する費用の一五%、坑内夫たる加入員期間に対応する部分については二〇%をそれぞれ負担することとしたのであります。

第十二に、厚生年金基金は、厚生年金基金の中途脱退者にかかる年金給付を共同して行なうため、厚生年金基金連合会を設立することができることとしたのであります。

最後に、実施の時期につきましては、諸般の準備等もあり、主たる部分については、昭和四十年五月一日からいたしてまいります。

以上をもつて改正法律案の趣旨の説明を終ります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。柳岡秋夫君。

〔柳岡秋夫君登壇、拍手〕

○柳岡秋夫君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となつた厚生年金保険法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたすものであります。

まず、総理にお伺いをいたします。厚生年金制度の根本的改善は、単に被保険者たる千六百万労働者の要求であるばかりでなく、社会保障の確立を念願する全国民の久しく待望してまいつたところでもあります。しかるに、今回の改正案は、この国民の期待を裏切る改悪案となつてゐることは、まことに遺憾であります。政府は、みずから社会保険審議会に諮問しながら、原案を固執してその答申を無視し、一部大企業の主張に迎合いたしまして、社会保障のベールをもつて労務管理政策にこれを活用せしむるがごとき、社会保障の精神を踏みにじるとともに、社会保障に対する政府みずからの責務を回避せんとする態度は、絶対に許されないところでありま。労働者から強制的に保険料を取り立てる本制度の改正にあたりましては、十分に労働者の納得を得て行なうべきであります。かかる問題の多い重要法案を、今国会のあと四日といわれる末期になつてあわてて提出をした意図は那邊にあるのか、趣旨説明では明確になつておりませんので、明らかにしていただきたいのであります。

質問の第二は、年金制度に対する基本方針と長期計画についてであります。

まず、総理にお伺いをいたします。厚生年金制度の根本的改善は、単に被保険者たる千六百万労働者の要求であるばかりでなく、社会保障の確立を念願する全国民の久しく待望してまいつたところでもあります。しかるに、今回の改正案は、この国民の期待を裏切る改悪案となつてゐることは、まことに遺憾であります。政府は、みずから社会保険審議会に諮問しながら、原案を固執してその答申を無視し、一部大企業の主張に迎合いたしまして、社会保障のベールをもつて労務管理政策にこれを活用せしむるがごとき、社会保障の精神を踏みにじるとともに、社会保障に対する政府みずからの責務を回避せんとする態度は、絶対に許されないところでありま。労働者から強制的に保険料を取り立てる本制度の改正にあたりましては、十分に労働者の納得を得て行なうべきであります。かかる問題の多い重要法案を、今国会のあと四日といわれる末期になつてあわてて提出をした意図は那邊にあるのか、趣旨説明では明確になつておりませんので、明らかにしていただきたいのであります。

まず、総理にお伺いをいたします。厚生年金制度の根本的改善は、単に被保険者たる千六百万労働者の要求であるばかりでなく、社会保障の確立を念願する全国民の久しく待望してまいつたところでもあります。しかるに、今回の改正案は、この国民の期待を裏切る改悪案となつてゐることは、まことに遺憾であります。政府は、みずから社会保険審議会に諮問しながら、原案を固執してその答申を無視し、一部大企業の主張に迎合いたしまして、社会保障のベールをもつて労務管理政策にこれを活用せしむるがごとき、社会保障の精神を踏みにじるとともに、社会保障に対する政府みずからの責務を回避せんとする態度は、絶対に許されないところでありま。労働者から強制的に保険料を取り立てる本制度の改正にあたりましては、十分に労働者の納得を得て行なうべきであります。かかる問題の多い重要法案を、今国会のあと四日といわれる末期になつてあわてて提出をした意図は那邊にあるのか、趣旨説明では明確になつておりませんので、明らかにしていただきたいのであります。

質問の第二は、年金制度に対する基本方針と長期計画についてであります。

まず、総理にお伺いをいたします。厚生年金制度の根本的改善は、単に被保険者たる千六百万労働者の要求であるばかりでなく、社会保障の確立を念願する全国民の久しく待望してまいつたところでもあります。しかるに、今回の改正案は、この国民の期待を裏切る改悪案となつてゐることは、まことに遺憾であります。政府は、みずから社会保険審議会に諮問しながら、原案を固執してその答申を無視し、一部大企業の主張に迎合いたしまして、社会保障のベールをもつて労務管理政策にこれを活用せしむるがごとき、社会保障の精神を踏みにじるとともに、社会保障に対する政府みずからの責務を回避せんとする態度は、絶対に許されないところでありま。労働者から強制的に保険料を取り立てる本制度の改正にあたりましては、十分に労働者の納得を得て行なうべきであります。かかる問題の多い重要法案を、今国会のあと四日といわれる末期になつてあわてて提出をした意図は那邊にあるのか、趣旨説明では明確になつておりませんので、明らかにしていただきたいのであります。

質問の第二は、年金制度に対する基本方針と長期計画についてであります。

まず、総理にお伺いをいたします。厚生年金制度の根本的改善は、単に被保険者たる千六百万労働者の要求であるばかりでなく、社会保障の確立を念願する全国民の久しく待望してまいつたところでもあります。しかるに、今回の改正案は、この国民の期待を裏切る改悪案となつてゐることは、まことに遺憾であります。政府は、みずから社会保険審議会に諮問しながら、原案を固執してその答申を無視し、一部大企業の主張に迎合いたしまして、社会保障のベールをもつて労務管理政策にこれを活用せしむるがごとき、社会保障の精神を踏みにじるとともに、社会保障に対する政府みずからの責務を回避せんとする態度は、絶対に許されないところでありま。労働者から強制的に保険料を取り立てる本制度の改正にあたりましては、十分に労働者の納得を得て行なうべきであります。かかる問題の多い重要法案を、今国会のあと四日といわれる末期になつてあわてて提出をした意図は那邊にあるのか、趣旨説明では明確になつておりませんので、明らかにしていただきたいのであります。

質問の第二は、年金制度に対する基本方針と長期計画についてであります。

まず、総理にお伺いをいたします。厚生年金制度の根本的改善は、単に被保険者たる千六百万労働者の要求であるばかりでなく、社会保障の確立を念願する全国民の久しく待望してまいつたところでもあります。しかるに、今回の改正案は、この国民の期待を裏切る改悪案となつてゐることは、まことに遺憾であります。政府は、みずから社会保険審議会に諮問しながら、原案を固執してその答申を無視し、一部大企業の主張に迎合いたしまして、社会保障のベールをもつて労務管理政策にこれを活用せしむるがごとき、社会保障の精神を踏みにじるとともに、社会保障に対する政府みずからの責務を回避せんとする態度は、絶対に許されないところでありま。労働者から強制的に保険料を取り立てる本制度の改正にあたりましては、十分に労働者の納得を得て行なうべきであります。かかる問題の多い重要法案を、今国会のあと四日といわれる末期になつてあわてて提出をした意図は那邊にあるのか、趣旨説明では明確になつておりませんので、明らかにしていただきたいのであります。

す。昭和三十一年八月、社会保障制度審議会は、「社会保障制度の総合調整に関する基本方針についての答申、並びに、社会保障制度の推進に関する勸告」を総理大臣に提出しており、この中で、年金制度のあり方について明確に方向づけが示されていることは、御承知のとおりであります。しかしながら、今国会においても各種公的年金制度についての改正案が提出されており、これをみますと、相互的に年金制度についての総合調整が計画的に行なわれていないのではないかと思うのであります。具体的に一、二の例を申し上げます。厚生年金が今回の改正案で一万円年金といわれ、給付の改善を行なうとしておりますが、国民年金は二十万人に及ぶ公的年金の中で最大の対象者を有しながら、給付、支給要件等は、公的年金の中では一番劣悪であります。四十年間掛け、五年据え置いて、わずかに三千五百円の年金額という、年金というには値しないにもかかわらず、今国会の改正案では、何ら給付額の引き上げが行なわれていないのであります。また、厚生年金と国家公務員共済組合を比較してみますと、厚生年金の場合は、保険料の引き上げのみを行ない、国庫負担の増額は

いたしておりません。しかるに、比較的給付のよい国家公務員共済組合は国庫負担の引き上げを行なっているのです。給付額のよい年金制度ほど、国庫負担、給付内容等がよくなっており、社会保障の完全を最も必要とする国民年金、厚生年金は、取り残されているといつても過言ではありません。一体、政府は、年金制度について、いかなる基本方針をもつてその総合調整をはかろうとするのか、総理の御見解をお伺いいたします。

質問の第三は、基本年金額の引き上げについてであります。厚生年金制度の老齢年金が、依然、定額部分と報酬比例部分の二つから構成されている限りでは、問題のあるところであり、また、調整年金を持たない中小企業労働者の老齢保障を考へる場合、厚生年金制度の充実の焦点は、どうしても定額部分が完全年金たる意義を有することが、所得保障としてのあるべき姿であると思ふのであります。したがって、少なくとも定額部分を、老齢保障のための最低生活を保障する年金額として確立すべきであります。今回の改正案におきまして、定額部分と報酬比例部分のバランスを現行のままにしていることは、社会保障に積極的な

意欲をもつて公約している池田内閣の政策としては、理解に苦しむのであります。厚生大臣の御見解をお伺いいたします。

質問の第四は、本改正案の内容について、さきに申し上げた社会保障制度審議会が示した年金制度関係の重要な事項が見送られた点の多いことであり、その第一は、スライド制であります。国民年金法におけるスライド規定と同様に、名目のみを掲げまして骨抜きにしているのがあります。社会保障制度審議会の答申は、スライド制について次のように述べております。「戦後における激しいインフレーションが厚生年金の給付をほとんど無意味にし、そのなっている生活の保障の役割りを果たせないようにしてしまつた。苦しい経験もあり、国の責任で年金の實質的な価値の維持をはかる原則は、この際どうしても確立する必要がある。この意味からいって、年金額を国民生活水準の伸びに応じて引き上げていく場合にも、インフレーションに対して実質的な価値を維持する場合にも、少なくとも年金の最低保障額は、現に支給を受けているものの年金額の改定を含めて国の負担とすべきである。この

部分こそ国が積極的にその責任を負うべきものであり、国においては、その費用を負担すべきものではない。これがなければ社会保障が確立されたことにはならないものである。」といつたものであります。また、今回の改正案を諮問した社会保障審議会並びに社会保障制度審議会におきましても、スライド制につきまして明確な基準を定めるよう回答をいたしているのがありますが、なぜ今回の改正案に取り入れられなかったのか。厚生大臣はさきの衆議院におけるわが党議員の質問に對しまして、スライドによる追加費用がだれが負担するかなど、いろいろの問題がある」と答弁されておりますけれども、いま申し上げました答申の中に明確にされているではありませんか。昭和三十一年に答申が出されているにもかかわらず、いまだに検討中とは承服できないところであり、厚生大臣の御答弁を願います。

その第三は、積み立て金の管理運用についてであります。現在、厚生年金の積み立て金は、資金運用部資金にプールされ、財政投融資の重要な原資とされまして、その大部分が、大企業、独占資本に投資され、中小企業は

これら巨大な積み立て金の過半を徴収されながら、還元的に融資を受けている金額は積み立て金の一割にも達しないのであります。この積み立て金は、昭和四十年には一兆円にも達するといわれ、本改正案によつていよいよ急膨張していくことは明らかであります。本来、厚生年金や国民年金の積み立て金は、被保険者に還元をいたしまして、社会保障の発展に役立たせるべき性質を持つていなければならない。その運用にあつては、郵便貯金の積み立て金など全く性質の異なる積み立て金と一緒にいたしまして使われていることは、適當ではございません。また、還元融資の回収金は再び資金運用部資金に繰り入れられまして、その使途がはつきりしておらないことも不合理であります。大蔵大臣の諮問機関である資金運用審議会は、すでに昭和三十五年に、「年金の積み立て金は、他の原資と異なり、国民から強制的に取り立てるものであるから、有利な運用をすべきであること」、「預託者の意見を大幅に取り入れる」、「国民生活部門への有効な活用を行なうこと」などの答申を行なつております。さらに、社会保障制度審議会及び国民年金審議会におきましても同様の答申を行なつてい

るべきであること」、「預託者の意見を大幅に取り入れる」、「国民生活部門への有効な活用を行なうこと」などの答申を行なつております。さらに、社会保障制度審議会及び国民年金審議会におきましても同様の答申を行なつてい

ことは、よもや大蔵大臣はお忘れではないと思うのであります。これらの答申に基づいて「年金特別勘定」を設け、その使途を明確にするともに、被保険者代表の参加する「積み立て金運用審議会」を設置して管理をすべきであると思ふのであります。さきに、本院において、国民年金法の一部を改正する法案に対する私の質問に対し、厚生、大蔵両大臣は、政府部内において十分協議をして結論を得たいと答弁されておりますけれども、どうなっておりますか。また、答申を受けてからいまままでこれを無視してきたこの怠慢は責めらるべきであります。両大臣から明確に御答弁を願います。

その第三は、五人未満事業所の労働者及び日雇い労働者の強制適用についてであります。これら労働者に被用者保険を適用し、一般の被用者と同様の保障を行なうことは、今後の社会保障の総合的な発展のために絶対に必要であります。政府は、厚生省、労働省、社会保険庁の三者をもつて適用調査会を設置したが、その進捗状況はどうなっているか。また、いつごろ結論が出るのか。厚生大臣にお伺いいたします。

質問の第五は、厚生年金と企業年金の調整についてであります。調整年金

が本法案における重要な中心問題であり、本改正案が改悪案と言われる最大のゆえんも、この点にあるのであります。

以下総理にお伺いいたします。本改正案を諮問した社会保険審議会は、三者三様の意見を併記するという異例の答申を行なったことは、御承知のとおりであります。社会保険審議会が、かような並列答申をいたしましたことは、厚生年金と企業年金との調整のため、報酬比例部分についての適用除外とするいわゆる調整年金の部分に、労働者側、使用者側にかなり意見の対立があつて、最後まで意見の一致を見られなかつたためであります。しかしながら、公益側の意見といえども、「調整を給付改善の前提条件とすること」は、企業年金を持ち得る企業だけを中心とする考え方であつて、了承しがたいものがある」と述べていることは、注目すべき点であります。また、社会保障制度審議会は、満場一致をもつて、「調整年金制度については、問題の経緯にかんがみ慎重に取り扱う」と明確に答申いたしております。政府は、これら答申を尊重して今回の改正案には含めず、引き続き十分研究すべきであると思ふのでありますが、かく

も提出を急いだのはいかなる考えか、はなはだ不可解に感ずるものであります。その辺の意のあるところをお伺いしたいのであります。

厚生年金の一部適用除外などによる企業年金の推進は、社会保障の私的経営化であり、時代錯誤もはなはだしいといわなければなりません。しかも、これまでの退職金を企業年金化するよりなことは、労使の交渉で定められるべきものであり、社会保障としての厚生年金の改正などに関連して取り上げるべき筋合いのものではないのであります。換言するならば、老後の生活保障は国の社会保障でなすべきであります。従来の退職一時金を廃止する目的でつくられた私的な企業年金を公的な厚生年金制度に導入して、調整年金制度を発足させることは、公的年金制度の確立をおくらせるばかりでなく、事実上、厚生年金制度を私的年金に從属させることになるのであります。調整によつて、労務管理の退職金や企業年金のような異質のものを社会保障に持ち込むことは、本来の社会保障を逆行させることになるのではないか。この点について明確なる御見解を承りたいと思ひます。もし、今回の調整年金制度が発足することになれば、調整す

ることが出来るのは大企業だけであり、中小企業は企業年金を実施できないところが多数でありますから、その結果、老後保障の企業別格差が一段と拡大することになり、かえつて公的年金制度の後退を招くのであります。今日必要なことは、社会保障確立の見地から、国が中心となつて年金制度の基礎を固め、名実ともに基本的な被用者年金制度として改善充実することではないでしょうか。この際、総理は思い切つて調整年金制度を見送る考えはないか、御所見をお伺いいたします。

質問の第六は、保険料と国庫負担並びに財政方式についてであります。給付水準が現行の二倍以上となることに伴い、国庫負担の額もまたこれに見合つて増加することは当然であります。かかるに、政府は千六百万人にのぼる多数の被保険者と事業主の大幅な保険料引き上げによつて給付の改善をはからうとしております。しかも保険料率五・八%と増率となつて、総額千五百億円以上となり、これは増税と同じ結果になるのであります。それに加えて、五年目ごとに少なくとも〇・五%当てさらに引き上げる予定といわれます。給付改善にあつては、わが党が、保険料によらず、国の責任により、国庫負

担を現行一五%から三〇%と引き上げることを主張しているのと比較をいたしまして、池田内閣の減税と社会保障の公約は、それがかかる欺瞞的な政策によつて行なわれているのだということとを如実に物語るものであります。大蔵大臣は、当然の国庫負担増をなぜ認めないのか、明らかにしていただきたいと思ひます。一面、年金保険に対する積み立て金による財政方式を認めている以上は、年金給付を増額するためには、保険料の引き上げは当然の宿命であり、財政方式の根本的な欠陥であります。この際、欧米各国が採用している新しい賦課方式、わが国におきましても、国会議員互助年金法に見られるごとき賦課方式に基づいた年金制度の根本的改革をはかることが考えられなければならぬと思ひます。くれども、厚生、大蔵両大臣の御見解を承りたいと存じます。

最後に、私は、政府が誇らしげに宣伝をする一千万円年金も、それは保険料率の引き上げと標準報酬の改定に伴う大幅な保険料の引き上げに裏づけられた単なる手直しにすぎないものであり、退職金をなくし、社会保障を後退させ、労働者の積み立て金を独占資本本位に使用とする収奪政策にはかな

らないということを、強く指摘をした
いのであります。本改正案を撤回をし
て、真に所得再配分の社会保障の精神
にのっとった抜本的改正案を提出され
るよう要望いたしまして、私の質問を
終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいた
します。

労働者の老後の生活を保障するため
に、従来の年金額を大幅に増額する、
すなわち平均一万円を目途としての改
正は、非常に重大であります。したが
いまして、社会保障制度審議会、社会
保険審議会等の慎重な審議をする必要
がございましたので、そしてその審議
の結果によりまして法案を修正いたし
ましたので、提案がおくれたのでござ
います。しかし、もうすでに十分従来
お考えいたしておるところでございま
すので、慎重に御検討をお願いしたい
と思ひます。

なお、年金制度の調整の問題でござ
います。この年金制度は被用者年金
と国民年金がございます。また、被用
者年金につきましても、厚生年金と各
種共済組合年金がございます。これ
は、その沿革から申しまして、いろい
ろ違つておるのであります。これを総

合調整するということは必要なことで
ございます。われわれは、厚生年金の
改正をするにあたりまして、その他の
いわゆる被用者年金につきましても、
今後検討し、また、お話の国民年金に
つきましても内容充実に努力していき
たい。そうして四十五年度を期しまし
て全体の調整がつくようにいたしたい
と考えておるのであります。

なお、調整年金につきましては御意
見でございますが、私は、最近民間企
業におきまして企業年金が相当普及発
達をしております。したがいまして、
公的年金の引き上げに對して、この普
及発達しております企業年金とどう
やうな関係かということでございます。
私は、やはり政府の事業の一部を
民間に代行さして、そして実情に即し
て弾力的に給付を増額する、こういう
ことが必要であると考えてまして、調整
年金を置くことにしたのであります。

もちろんいろいろ利害関係がございま
すので、調整年金の施行につきまして
は、やはり二分の一以上の賛成がない
とできないという規定を設けてまして、
実情に即しつつ、いわゆる労働者の年
金の増額につきましてあらゆる手を尽
くしたい、こういう考えで設けておる
次第でございます。(拍手)

〔国務大臣小林武治君登壇、拍手〕

○国務大臣(小林武治君) 厚生年金の
基本年金額の引き上げの問題でありま
す。これはいろいろ問題がありまし
て、定額部分に重点を置き、あるいは
報酬比例部分に重点を置き、あるいは
な、保険のたてまえからいけば、提出
による報酬比例部分に重点を置くとい
う、こういうふうな御意見もあるのだ
ありますが、今回は、定額部分と報酬
比例部分と大体同額を見合つてこの案
ができておるのであります。御承知
のように、私も厚生省の案といたし
ましては、定額部分を四万円にする、
こういう案を諮問したのであります。

が、社会保障制度審議会、あるいは保
険審議会において、いろいろの御議論
がありましたので、あえてこの額を修
正をいたしました。国会には定額部分
五万円、こういうことにいたしましたお
るのであります。定額部分を五万円に
したということは、非常にこれは大き
な意味があるのであります。これが
他にも非常に大きな影響を及ぼしてお
る。すなわち、報酬比例部分を重くす
るということは、いまのように企業の
賃金格差が非常に多いようなときにお
きましては、これを多くするといふこ
とは妥当でない、こういう考え方があ

るのであります。この点、御了承願
いたいと存じます。
なお、スライド制の問題につきまし
ては、先般国民年金の場合にもお答え
申し上げたのであります。私も、
原則としては、当然これは認めなけれ
ばならぬ問題であると思つてありま
すが、しかし、まだこのスライド制
を、賃金とか、物価とかを重く見る
か、あるいは生活水準を重く見るか、
いろいろの問題があり、他にいま幾つ
か年金制度がある、これらに共通の問
題もありますので、今回は基本的な原
則を定めたのであります。ぜひ近い
将来において具体的にこれがなるよう
に、こういうふうな考え方でも検討
を進めておるのであります。

次の積み立て金の運用は、大蔵大臣
からお答えがあると思ひますが、これ
は私も思つておる。いまお話のような
意見を強く持つておるのであります。
て、この問題につきまして、政府部内
で検討を加えておるのであります。
し、また私も、この厚生年金法の
成立を機会として、資金運用審議会
の中で特別委員会等を設けて、この問
題を真剣に検討してもらいたい、か
ように考えております。

次の五人未満、あるいは日雇い労働
者に対する強制適用の問題であります
が、これは前回も申し上げたように、
私も、これには厚生年金ばかりでな
く、健康保険、労災保険、失業保険の
この四つの問題がありますので、これ
らも、もはやこれらの事業所に強制適
用してもいい時期が近づいておる、こ
ういうふうな考え方からして、いま実
態を調査をして、そう遠くない時期に
結論を得たいと、こういうふうに思
つております。

日雇い労働者につきましては、現在、
御案内のように、国民年金に加入し
ておるのであります。けれども、私も
五人未満と同様な観点からして、
ひとつこれをお考えいただきたい、か
ように思つておるのであります。
それから保険料の問題であります
が、これはよく御案内のように、厚生
年金が始まつた際には、完全積み立て
方式をとりまして、ある時期において
は千分の九十とか、千分の百までい
たのであります。これは負担に耐え
がたい問題でもありますので、これを
改めまして、いまの修正積み立て方
式にいたしておるのであります。賦課
方式にしろとか、いろいろな議論があ
ります。いまの状態においては賦課
方式は適当でない、こういうふうな考

方式は適当でない、こういうふうな考

え方を持っておりまして、保険料につきましても、私ども、社会保険審議会にかけた場合には千分の六十、こういうふうになったのでありますが、これも審議会の御意見等によりまして、千分の五十八まで引き下げた、こういういきさつもあるものでありまして、これらの問題につきましては、続いてひとつ御審議を願いたい、かように考えておるのであります。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角榮君) 私からお答えいたしますのは三点であります。

その一点は、いま厚生大臣が申し述べましたとおり、積み立て金の管理運用の問題であります。本件につきましては、資金運用審議会に特別委員会を設けまして、慎重に審議検討をいたしたいと存じております。来年度までには結論を得たいと考えます。

第二点は、厚生年金の給付費に対する国庫負担率一五%の問題でございますが、御承知のとおり、他の被用者年金との権衡を考慮する必要があるわけでございます。現在、公務員、公共企業体の職員、私学、農林団体職員等の共済年金における国庫負担率の最高が一五%でございますことは、御承知のとおりでございます。なお、厚生年金の給付水準が二倍以上になることに伴いまして、国庫負担の額も当然増加をするわけでありまして、今回は現行据え置きといたしたわけでござい

ます。第三点は、今回の改正にあたって、修正積み立て方式よりも賦課方式をなぜ採用しないのかという問題でございます。賦課方式を採用する場合におきましては、年金受給権者が比較的に少ない現段階におきまして、保険料がきわめて少額で足りる反面、受給権者が増加をし、制度のいわゆる成熟期に入った段階では、積み立て金の運用益がないために保険料の負担が巨大なものとなるのでありまして、年金制度の財政運営がはなだ困難となるのであります。第二は、保険料率が年を追って上昇をいたしますことは世代間の負担の公平に反する、こういうことで、思い切った給付改善を実施するに際しまして、できる限り各世代の負担を平均的なものとするよう、こういう意味で積み立て方式をとることが妥当であると考えておるのでござい

ます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 基政七君。
〔基政七君登壇、拍手〕

○基政七君 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま提案になりました厚生年金保険法の一部を改正する法律案について質問をいたすものであります。

国民の老後生活に対する保障としての年金制度は、昭和三十六年より国民皆年金となりましたが、各種公的年金制度は、依然としてその支給内容や要件がばらばらのまま乱立しており、その水準もきわめて低いまま放置されているのであります。こうした中にある、いま老後保障の中核である厚生年金保険法の抜本的改正が行なわれることは、今後のわが国の社会保障制度の水準とその方向を指示するものであり、きわめて重要な問題を含んでいると言わねばなりません。この意味において、私はまず改正の時期と年金額の関連についてお伺いしたいのであります。

政府は、今回の改正について、本年が保険料率再計算の時期でもあるから、この機会に二十九年以来の大幅改正をはかることが適当であると説明されているが、まさにそのとおりであると思います。しかし、同時に、年金は、その性格にかんがみ、いま直ちに実効を発するというよりも、将来にわたる

年金の支給に、より大きなウェイトがあるわけでありまして、したがって、年金額については、今日の経済的、社会的諸条件を勘案するのみならず、今後の見通しについても十二分の配慮を必要とするわけでありまして、御承知のように、最近の物価は高騰を続け、国民生活はきわめて不安定であり、今日の百円はあすの百円として通用しがたいう状態にあるわけでありまして、こうした中であって将来の国民生活の基準を定めるといふ場合、政府原案の年金額は、はなはだ低きに失すると言わねばなりません。この点について総理はどのようにお考えになりますか、お伺いしたいのであります。

第二点は、年金額に関する技術的な面についてであります。政府は一万円年金を公言しておりますが、原案によりますれば、一万円年金を受給するためには、平均標準報酬月額が二万五千円であることが必要であります。しかるに、昭和十九年以来今日まで二十年間の標準報酬月額の最高の報酬額を例にとったといたしましても、平均標準報酬月額は二万円に満たないのであります。これが平均二万五千円の水準に達するまでには、非常な長時日を要します。したがって、一万円年金を

受けることは、今日の段階では法律上の空文であって、ほとんどの被保険者にとっておよそ不可能なことであると云わねばなりません。一万円年金が額面どおり通用するのは、今日現在支給されるときにおいて初めて言えるのであって、十年先、十五年先においては、およそナンセンスと言わねばなりません。したがって、一万円年金を額面どおり保障するためには、年金額算出方法の合理的な設定とともに、経済情勢や国民所得の伸びに対応するスライド制を確立することが絶対に必要な要件であると思いますが、政府案はその点についてははなはだあいまいであります。政府は年金額の算出方法とスライド制についてどう考えておられるか、お伺いしたいのであります。

また、一万円年金を政府が公に宣伝する以上、本年支給される受給権者にも、これまでの保険料、標準報酬のいかなを問わず一万円年金を支給する考えがあるのかどうかお伺いしたいのであります。

次は、今後の経済情勢の変化に対応させながら年金制度をどう維持していくかという問題についてであります。十五年、あるいは二十年、三十年の長期にわたる被保険者期間において、特

に底の浅いわが国経済においては、インフレ等の事象も予想しなければなりません。政府はこの対応策としてどのように考えておられるか、お聞かせ願いたいのであります。私たちが年金制度の確立をいねがうゆえんは、急増する高齢人口の中であつて、一人一人の老人が安心して老後の生活を営むことが出来る年金額を支給されるということでありまして、このためには、保険料負担の増額もある程度はやむを得ないことでありまして、修正積み立て方式をとっている政府案のもとで、膨大な積み立て金をかかえていても、一たん経済変動の嵐に直面すれば、積み立て金をもつて所要の年金原資をまかなうことは、とうていできない相談であると言わねばなりません。したがつて、この際、修正積み立て方式に固執することは、保険料の負担と給付額とをアンバランスにする危険をはらんでおりますし、それをもとにした保険料の計算をもつては、今日手にする年金に比しては、今日に保険料が高率となり、国民の納得を得がたいわけでありまして、このような点について、政府はどんな対応策をお考えになつておられるのか、明らかにしていただきたいのであります。また、修正賦課

方式を採用する考えはないのか、政府の見解をお伺いしたいのであります。

第四点としては、女子の脱退手当金

についてであります。女子の被保険者については、現在の厚生年金法では、資格期間、開始年齢、保険料等、いろいろその条件が男子よりも優遇されているかに見えるのであります。被保険者の期間がきつめて短いという女子労働者にとっては、現行制度の優遇措置は空文にひびくなつてゐるのであります。年金は五十五歳あるいは六十歳にならないければ支給されないものであります。五十五歳まで勤務するといふ女子労働者はきつめて少ないし、保険料を低額にしたからといつても、それは永年勤務して初めて効果が出るということでありまして、被保険者の期間が短い期間である一般女子労働者には通用しないものであると言わねばなりません。もちろん、国民皆年金制度で厚年の被保険者期間が通算されることにはなるのであります。二十年あるいは三十数年の被保険者期間の中で、わずか二、三年の厚生年金の保険料がどれだけ老後の保障額として生かされるかは、きつめて疑問であると言わねばなりません。特に、女子労働者の厚年か

らの脱退は、その多くが結婚という不可避の理由によるものであります。いかに皆年金といつても、現在の国民年金法では、妻としての年金加入は任意制度になつてゐるのであります。さらに、年金の適用を受けない者も数多くいるわけでありまして、こうした女子労働者の実情を見るときに、現在の厚生年金制度では何ら救われていないのであります。したがつて、もう少し実態に即した年金制度をつくる必要があります。それは、女子労働者に対する脱退手当金制度を適切に定めることでありまして、国民年金にも一時金の支給が認められてゐるのであります。厚生年金についても、実情に即した女子脱退一時金制度を設け、希望者に対してこれを支給すべきであると思ひますが、政府の所信をお伺いしたいのであります。

最後に、企業年金との調整についてお尋ねいたします。

今回の改正案の中心の一つは、企業年金との調整にあると言われているのであります。これは厚生年金の一部を企業年金に肩がわりさせ、これを退職一時金制度等と関連させようといふところに問題があるようでありますが、厚生年金は公的年金であり、企業年金

は私的年金であります。両者の混合は、厚生年金、いわゆる公的年金制度の基本に触れる問題であつて、単に労働者のいづれが損か得かの問題ではありません。この意味において、社会保険審議会における労働者側の答申は、「調整年金に關しては、厚年法の制度の基本に触れる問題であつて、今後さらに慎重に検討することとする」と言つてゐるのであります。これはまさに当を得たものと言わねばなりません。企業年金との調整問題は、本法案にも規定してゐるうちに、労働者側の承認がなければ調整を行なうことができないことになつてゐるのであります。いま申しましたように、当の労働者を代表する組合は、全部が一致して、今後さらに慎重に検討することという態度をとつてゐるのであります。政府は、このような情勢の中において、なぜ、こういう重大な問題を検討不十分のまま急がねばならないのか、お伺いしたいのであります。

それは、一体どこにあるのか。しかも、それが今回の本改正案の一番大きな問題点とされているところに、まことに奇怪なものを感ずるのであります。この点について、政府の偽りない所信をお聞かせ願ひたい。

公的年金制度は、わが国の今後の社会保障の中核であります。医療保険等と異なり、長期保障制度でありまして、短期にたびたび改正を伴うものはありません。したがつて、その基本方針と制度は、大地にしっかりと根をおろしたものでなければなりません。特に急増する高齢人口と急激な高齢化現象は、国際水準以上のりっぱな年金制度を必要としてゐるのであります。今回の改正は、わが国年金制度の基準を示すものとして、実に大きな意義を有するものと思ひますが、この際、改正実施される新厚年法を軸として、各種年金制度の総合調整はすみやかに行なわれなければならないと思ひますが、政府の改正案に示された内容には多くの疑問があります。その中で、以上、どのように考えておられるか政府の所信をお伺ひして、私の質問を終わります。(拍手)

「国務大臣池田勇人君登壇、拍手」
○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

今回の厚生年金法の改正によりまして、月一万円の支給も低きに失するというお話をしていますが、これはただいまの状況から申しまして、平均標準報酬二万五千円、被保険期間二十年としての一応の計算でございます。したがって、報酬が上がれば、また保険年数がふえれば、一万円をこえ、一万五千円、一万八千円ということもあり得るのであります。これはいまお話のように、将来を見て考えろとおっしゃいますが、将来を見ると同時に、現実の状況がどうかということも考えなければなりません。われわれは、現在の状態と将来を見ながら、いまのところ、一万円という標準報酬のあれでいったほうがいいというので、いつておるのであります。

なお、スライド制につきましても、ただいま厚生大臣が答えたこととく、基本的にスライド制というものを採用しなければならぬという観念は、今回、条文をあげております。しかし、いかなる方法でやるかということにつきましては、いろいろな問題がありますので、今後、スライド制を採用するといふたてまえのもとに検討していこうといはしておるのであります。

なお、調整年金の問題、あるいは総

合調整の問題につきましては、先ほど答えたとおりでございますが、私が二度答えるよりも、この問題は厚生大臣から答えたほうがけっこうだと思ひます。(拍手)

〔国務大臣小林武治君登壇、拍手〕
○国務大臣小林武治君 一万円の問題については、いま總理からお答えになりましたが、二十年勤続、二万五千円標準報酬、こういうことになりましたので、必ずしも全部の方がなるわけではございません。しかし、もう坑内夫などは、すぐにその適用が受けられる。また、他におきましても、一兩年中にはこの年金に達する者が非常に多くなるのでございます。なお、将来スライドの問題などが実施された場合には、既裁定の者にも及ぶというふうに私もは考へておるのでございます。

スライドの問題は、ただいまいろいろお答え申し上げましたが、私どもは、やはり年金等につきましては、どうしてもこの考え方は必要であると思ひるのであります。お答え申し上げます。それから、いまの保険料の問題であります。先ほどお答え申し上げまし

たように、賦課方式をとるということには、いまはできませんが、これをとれば、将来非常に保険料の負担が増してくる、こういうことが起きるのであります。まして、財政上の理由もあつて、これをいま導入するということはなかなか困難であらう、こういうふうに考へております。

次の、女子脱退一時金の問題ですが、これは、お考えのようなことは、私は妥当な御意見でもあらうと存ずるのであります。これは御承知のよう、昭和三十六年の十一月に通算年金通則法ができた際に、通算年金を認める、この考え方からして、脱退一時金というものを、五年の猶予をもつて打ち切る、こういうことになっておりますが、この期間がまだ昭和四十一年十月まであるのでございまして、お話をうけることは、やはり今後の問題として十分検討いたしたい。私は、脱退一時金については、お話のようない理由も十分あるということを考へております。

次の調整年金の問題であります。これはいろいろ御議論がありますが、すでに企業年金が相当大幅に実施をされているのであります。これの負担の調整とか、あるいはまた、考へ方に

よれば、調整年金そのものは、政府から出る報酬比例部分よりも金額が多くなければならぬ、こういう考へ方もあります。また、一方から申せば、いまは会社の賃金等にも相当な格差がある、こういうことで、企業としても、労働者そのものについては相当に多い利益がある制度ではないか、こういうふうな考へ方もあるものでございまして、この問題につきましては、いろいろ御議論があるのであります。私どもは、お話のよう、あるいは公的年金を一部代行させる、こういうふうな御非難はあるとは存じますが、しかし、この制度そのものに非常な弾力性がございます。色彩と申しますか、あるいは各会社に多少の割合があつて、非常に私はいいんではないか、こういう考へを持っておるのであります。これらにつきましては、また委員会等においても十分御意見を承りたいと、かように考へております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、関税協力理事会を設立する条約の締結につ

いて承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員会理事草葉隆圓君。

審査報告書

関税協力理事会を設立する条約の締結について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年五月十二日

外務委員長 草葉 隆圓
代理理事 参議院議長重宗雄三殿

要領書

一 委員会の決定の理由
本条約は、関税行政および関税技術を国際的に調和統一するため、これに関する諸問題を研究することを目的とする関税協力理事会の設立を定めたものである。本条約を締結することにより、わが国は同理事会のメンバーとなり、関税事項につき諸外国と意思の疎通を図つて国際協力に資するほか、わが国の関税行政の改善、合理化に資することが期待できるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

関税協力理事会分担金として、一千七百四十九万六千円が昭和三十九年度予算に計上されている。

関税協力理事会を設立する条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年四月二十三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

関税協力理事会を設立する条約の締結について承認を求めるの件
関税協力理事会を設立する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

関税協力理事会を設立する条約

この条約の署名政府は、

その関税制度に最高度の調和及び統一を確保すること並びに、特に、関税技術及びこれに関連する関税法の発展及び改善に固有の問題を研究することが望ましいと考え、

これらの事項についての政府間の協力をこれに含まれる経済的及び技術的要素に留意しつつ促進することが国際貿易上の利益となることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

ここに関税協力理事会(以下「理事会」という。)を設立する。

第二条

(a) 理事会の構成員は、次のとおりとする。

(i) この条約の締結政府

(ii) 独立の関税地域の政府であつて、その外交関係の正式の処理について責任を有する締結政府

によつて推薦され、その対外的通商関係の処理について自主権を有しており、かつ、独自の構成員として加盟することを理事会によつて承認されたもの

(b) (a)の規定に基づいて理事会の構成員である独立の関税地域の政府は、その脱退をその外交関係の正式の処理について責任を有する締結政府が理事会に通告した時に、構成員であることを終止する。

(c) 各構成員は、理事会において自

己の代表者となる一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を任命する。これらの代表者は、顧問の補佐を受けることができる。

(d) 理事会は、構成員でない政府又は国際機関の代表者に対し、オブザーヴァーとして参加することを認めることができる。

第三条

理事会の任務は、次のとおりとする。

(a) 締結政府がこの条約の一般的目的に即して促進することに合意する関税事項についての協力に関し、すべての問題を研究すること。

(b) 構成員に対しできる限り高度の調和及び統一を達成する実際的手段を提案する目的をもつて、関税制度の技術的側面及びこれに関連する経済的要素を検討すること。

(c) 条約案及び条約の改正案を作成すること並びにその採択を利害関係を有する政府に勧告すること。

(d) 理事会の活動の結果として締結される条約並びに欧州関税同盟研究団が作成した関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び税関における物品

の評価に関する条約の統一的な解釈及び適用を確保するために勧告すること並びに、この目的のため、これらの条約によつて明示的に課された任務を遂行すること。

(d)の諸条約の規定に従つてこれらの条約の解釈又は適用に関する紛争を解決するため、調停機関の資格において勧告すること。紛争の当事者は、その一致した意思により、理事会のこの勧告に従うべきことを事前に約束することができ。

(e) 税関の規則及び手続に関する情報の普及を確保すること。

(f) 自己の発意により又は請求に応じ、この条約の一般的目的の範囲内において、利害関係を有する政府に対し、関税事項に関し情報を提供し、助言を行ない、かつ、勧告すること。

(g) 自己の権限内の事項に関し他の政府間機関と協力すること。

(h) 自己の権限内の事項に関し他の

政府間機関と協力すること。

第四条

理事会の構成員は、理事会の要求する情報及び文書で理事会の任務の遂行に必要なものを理事会に提供するものとする。ただし、いずれの構成員も、秘密の情報であつて、その

公表が自国の法令の実施を妨げ、公共の利益に反し、又は公的な若しくは私的な企業の正当な商業上の利益を害するおそれがあるものを提供することを要求されない。

第五条

理事会は、常設技術委員会及び事務総局によつて補佐される。

第六条

(a) 理事会は、毎年、構成員の代表のうちから、一人の議長及び二人以上の副議長を選出する。

(b) 理事会は、構成員の三分の二以上の多数による議決で自己の手続規則を制定する。

(c) 理事会は、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約に規定するとおり品目表委員会を設置し、また、税関における物品の評価に関する条約に規定する

とおり評価委員会を設置する。理事会は、また、第三条(d)の諸条約の適用上望ましく又は自己の権限の範囲内の他の目的のために望ましいその他の委員会を設置する。

(d) 理事会は、常設技術委員会に課する任務及び同委員会に委任する権限を決定する。

(e) 理事会は、年次予算を承認し、支出を管理し、また、事務総局に対し、財政に関して望ましいと認める指令を与える。

第七条

(a) 理事会の本部は、ブラッセルに置く。

(b) 理事会、常設技術委員会及び理事会が設置する委員会は、理事会が決定すれば、理事会の本部以外の場所において会合することができる。

(c) 理事会は、毎年少なくとも二回会合する。最初の会合は、この条約の効力発生の後三箇月以内に行なわれるものとする。

第八条

(a) 理事会の各構成員は、一票を有する。ただし、第三条(d)の諸条約であつて、すでに効力を生じており、かつ、自国に適用されないものの解釈、適用又は改正に関する問題については、投票権を有しない。

(b) 理事会の決定は、第六条(b)に定める場合を除くほか、出席しかつ投票権を有する構成員の三分の二の多数による議決で行なわれる。理事会は、いかなる事項に関して

も、その事項について投票権を有する構成員の過半数が出席していない限り、決定を行なわない。

第九条

(a) 理事会は、国際連合、その主要機関及び補助機関、専門機関並びにその他の政府間機関との間に、これらの各機関の任務の達成についての協力を最もよく確保する関係を確立する。

(b) 理事会は、自己の権限の範囲内の事項に利害関係を有する非政府機関との間で、協議及び協力を容易にするために必要な取極を締結することができる。

第十条

(a) 常設技術委員会は、理事会の構成員の代表者で構成される。理事会の各構成員は、委員会において自己の代表者となる一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を任命することができる。代表者は、関税上の技術的事項を専門とする公務員でなければならない。代表者は、専門家の補佐を受けることができる。

(b) 常設技術委員会は、毎年四回以上会合する。

第十一条

(a) 理事会は、一人の事務総局長及び一人の事務総局次長を任命する。これらの者の権能、職務、勤務条件及び任期は、理事会が決定する。

(b) 事務総局長は、事務総局の職員を任命する。定員及び職員規則については、理事会の承認を受けなければならない。

第十二条

(a) 各構成員は、理事会、常設技術委員会及び理事会が設置する委員会に派遣した自己の代表団の経費を負担する。

(b) 理事会の経費は、理事会が決定する基準に従つて理事会の構成員が分担する。

(c) 理事会は、いずれかの構成員でその分担金の額を通告されてから三箇月以内にその分担金を支払わないものから、その投票権を奪うことができる。

(d) 各構成員は、自己が理事会の構成員となつた会計年度及び自己の脱退の通告が効力を生じた会計年度における自己の年次分担金の全額を支払う。

第十三条

(a) 理事会は、各構成員の領域内において、この条約の附属書に定める法律上の能力で自己の任務の遂行に必要なものを享有する。

(b) 理事会、構成員の代表者、これを補佐するために任命された顧問及び専門家並びに理事会の職員は、この条約の附属書に定める特権及び免除を享有する。

(c) この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を構成するものとし、「この条約」というときは、附属書をもさすものとする。

第十四条

締約政府は、この条約と同日にブラッセルで署名のために開放された欧州関税同盟研究団に関する議定書の規定を受諾する。理事会は、第十二条(b)に規定する分担金の基準を決定するにあたり、この研究団の構成員としての地位を考慮に入れるものとする。

第十五条

この条約は、千九百五十一年三月三十一日まで、署名のために開放しておく。

第十六条

(a) この条約は、批准されるものとする。

(b) 批准書は、ベルギー外務省に寄託されるものとし、同外務省は、すべての署名政府、加入政府及び事務総局長に対し、各寄託を通告するものとする。

第十七条

(a) この条約は、署名政府のうち七政府が批准書を寄託した日に、これらの七政府の間で効力を生ずる。

(b) この条約は、その後批准する各署名政府については、これらの各署名政府の批准書が寄託された日に効力を生ずる。

第十八条

(a) この条約の署名政府でない政府は、千九百五十一年四月一日から、この条約に加入することができる。

(b) 加入書は、ベルギー外務省に寄託されるものとし、同外務省は、すべての署名政府、加入政府及び事務総局長に対し、各寄託を通告するものとする。

(c) この条約は、いずれの加入政府についても、その加入書が寄託された日に効力を生ずる。ただし、第十七条(a)の規定に基づくこの条約の効力発生の前においては、効力を生ずることはない。

第十九条

この条約は、無期限の有効期間を有する。ただし、いずれの締約政府も、第十七条(四)の規定に基づくこの条約の効力発生の日から五年が経過した後は、いつでも、この条約から脱退することができる。脱退は、ベルギー外務省が脱退の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。ベルギー外務省は、すべての署名政府、加入政府及び事務総局長に対し、各脱退を通告するものとする。

第二十条

(a) 理事会は、締約政府に対し、この条約の改正を勧告することができる。

(b) 改正を受諾する締約政府は、ベルギー外務省に対し、書面によつてその受諾を通告するものとし、同外務省は、すべての署名政府、加入政府及び事務総局長に対し、受諾の通告を通告するものとする。

(c) 改正は、ベルギー外務省がすべての締約政府の受諾の通告を受領した後三箇月で効力を生ずる。改正がすべての締約政府によつて受諾されたときは、ベルギー外務省は、すべての署名政府、加入政府

及び事務総局長に対し、これらの受諾及びその改正が効力を生ずる日を通告するものとする。

(d) いずれの政府も、改正が効力を生じた後は、その改正を受諾しない限り、この条約を批准し、又はこの条約に加入することができない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受け、この条約に署名した。

千九百五十年十二月十五日にブ

ラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語によつて、原本二通を作成した。原本は、ベルギー政府に寄託されるものとし、同政府は、各署名政府及び各加入政府に対し、その認証謄本を送付するものとする。

ドイツのために

V・マルツァン

オーストリアのために

ベルギーのために

ポール・ファン・ゼーランド

デンマークのために

ベント・ファルケンスティエ

ルネ

フランスのために

J・ド・オートクロック

グレート・ブリテン及び北部アイルランドのために

J・H・ル・ルージュ

ギリシャのために

D・カプサリス

アイルランドのために

アイスランドのために

ペイトゥル・ベネディクトソン

イタリアのために

パスカル・ディアナ

ルクセンブルグのために

ロベール・アルス

ノールウェーのために

ヨハン・ゲオルグ・レイデル

オランダのために

G・ペーレルツ・ファン・ブクロランド

ポルトガルのために

エドゥアルド・ワイエイラ・レイタオン

スウェーデンのために

G・デ・レウテルスキヨルド

スイスのために

トルコのために

附屬書 理事会の法律上の能力

並びに特権及び免除

第一条 定義

第二項 この附屬書において、

(i) 第三条の規定の適用上、「財産及び資産」とは、理事会がその基本的文書に定められた任務の遂行のために管理する財産及び基金を含むものとする。

(ii) 第五条の規定の適用上、「構成員の代表者」とは、代表団のすべての代表、代表代理、顧問、技術専門家及び書記を含むものとする。

第二条 法人格

第二項 理事会は、法人格を有し、次の能力を有する。

(a) 契約すること。

(b) 不動産及び動産を取得し、及び処分すること。

(c) 訴えを提起すること。

これらの事項に関しては、事務総局長が理事会を代表する。

第三条 財産、基金及び資産

第三項 理事会並びに、所在地及び占有者のいかなる間わず、その財産及び資産は、免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。もつとも、免除の放棄は、執行の措置には効果が及ばないものと了解される。

第四項 理事会の構内は、不可侵とする。

理事会の財産及び資産は、その所在地及びその占有者のいかなる間わず、捜索、徴発、没収、取用その他、執行上のものであると行政上のものであると司法上のものであると立法上のものであるとを問わず、いかなる形式の強制をも免除される。

第五項 理事会の記録及び一般に理事会が所有し又は保管する文書は、所在のいかなる間わず、不可侵とする。

第六項 理事会は、財政上のいかなる種類の管理、規制又はモラトリウムによつても制限されることなく、

(a) いかなる通貨をも保持し、及びいかなる通貨の勘定をも設けることができる。

(b) 基金を一国から他国へ又は一国内において移動し、及びその保持する通貨を他の通貨と交換することができる。

第七項 理事会は、第六項の規定に基づき権利を行使するにあつては、構成員の申入れに対して妥当な考慮を払ふものとし、また、自己の利益を害することなくこの申入れを容認することができると考へる限り、この申入れを容認しなければならぬ。

第八項 理事会及びその資産、収入その他の財産は、

(a) すべての直接税を免除される。もつとも、理事会は、公益事業の料金であるに過ぎない税の免除を要求しないものと了解される。

(b) 理事会がその公用のために輸入し又は輸出する物品に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。もつとも、この免除を受けて輸入した物品は、輸入された国の政府が同意した条件によるものでなければ、その国では売却しないものと了解される。

(c) 理事会の刊行物に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。

第九項 理事会は、原則として、消費税並びに動産及び不動産の売却

に対する税でその価格の一部をなすものの免除を要求しない。もつとも、理事会が公用のために財産の重要な購入を行なうに際しこれに前記の税を課した場合又はこれを課することができるときは、理事会の構成員は、可能なときはいつでも、その減免又は還付のため適当な行政的措置を執るものとする。

第四項 通信に関する便宜

第十項 理事会は、その公用通信に関して、各構成員の領域において、郵便、海底電報、有線電報、無線電報、写真電報、電話その他の通信に対する優先権、料金及び課金について、並びに新聞及びラジオの情報のための報道料金について、その構成員が他の政府(外交使節団を含む)に与える待遇よりも不利でない待遇を享有する。

第十一項 理事会の公用信書その他の公用通信は、検閲してはならない。

この項の規定は、理事会とその構成員との間の合意によつて定める適当な安全保障上の措置を執ることを妨げるものと解してはならない。

第五項 構成員の代表者

第十二項 理事会、常設技術委員会及び理事会が設置する各委員会の会合における構成員の代表者は、その任務の遂行中及び会合地への往復の旅行中、次の特権及び免除を享有する。

(a) 身柄の抑留又は拘禁及び手荷物、押収の免除並びに、公的資格で行なつた口頭の又は書面による陳述及びすべての行動に関して、あらゆる種類の訴訟手続の免除

(b) すべての書類及び文書の不可侵

(c) 暗号を使用し、及び伝書使又は封印袋によつて書類又は信書を接受する権利

(d) 自己及び配偶者に関して、その任務の遂行のために入国し又は通過する国において、出入国制限又は外国人登録の免除

(e) 通貨又は為替の制限に関して、一時的な公的任務を有する外国政府の代表者に与えられる便宜と同一の便宜

(f) 手荷物に関して、同等の地位にある外交使節団の構成員に与えられる免除及び便宜と同一の免除及び便宜

第十三項 理事会、常設技術委員会

及び理事会が設置する各委員会の会合における構成員の代表者に対し、完全な言論の自由及び任務の遂行にあつたての完全な独立を保障するため、任務の遂行にあつて行なつた口頭の又は書面による陳述及びすべての行動に関する訴訟手続の免除は、それらの者が任務の遂行に従事しなかつた場合にも、引き続き与えられる。

第十四項 特権及び免除は、構成員の代表者個人の一身上の便宜のために与えられるものではなく、理事会に関連する任務を独立して遂行することを保障するために与えられるものである。したがつて、

構成員は、自国の代表者に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、その免除が与えられる目的を害することなくこれを放棄することができると判断する場合に、その免除を放棄する権利を有するばかりでなく、これを放棄する義務を負う。

第十五項 第十二項及び第十三項の規定は、代表者がその国民である国又はその代表者が代表する若しくは代表していた国の当局につ

ては、適用しない。

第六項 理事会の職員

第十六項 理事会は、この条の規定の適用を受ける職員の種類を定める。事務総局長は、この種類に属する職員の氏名を理事会の構成員に通報する。

第十七項 理事会の職員は、

(a) その権能の範囲内で職務上行なつた口頭の又は書面による陳述及びすべての行動に関して、訴訟手続を免除される。

(b) 理事会が支払つた給料及び手当に対する課税を免除される。

(c) 配偶者及び扶養親族とともに、出入国制限及び外国人登録を免除される。

(d) 為替の便宜に関して、同等の地位にある外交使節団の構成員に与えられる特権と同一の特権を与えられる。

(e) 配偶者及び扶養親族とともに、国際的危機の場合に、同等の地位にある外交使節団の構成員に与えられる帰国の便宜と同一の便宜を与えられる。

(f) 当該国で最初にその地位につく際に家具及び携帯品を無税で輸入する権利並びに任務を終了

した際に家具及び携帶品を無税でその本国に返送する権利を有する。

第十八項 理事会の事務総局長は、第十七項に定める特権及び免除のほか、自己、配偶者及び二十一歳未満の子に關して、國際法に従つて外交使節團の長に与えられる特権、免除及び便宜を与えられる。

事務総局長は、同等の地位にある外交使節團の構成員に与えられる特権、免除及び便宜を与えられる。

第十九項 特権及び免除は、理事会の利益のためにのみ職員に与えられるものであつて、職員個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。事務総局長は、職員に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、理事会の利益を害することなくこれを放棄することができると判断する場合には、その免除を放棄する権利及び義務を有する。事務総局長の場合には、理事会がその免除を放棄する権利を有する。

第七条 理事会のための任務を行なう専門家

第二十項 理事会のための任務を遂行する専門家(第六条の適用範囲に属する職員を除く)は、その任務に關連する旅行に費やす時間を含む任務の期間中、任務を独立して遂行するために必要な特権、免除及び便宜を与えられる。この専門家は、特に、次の特権及び免除を与えられる。

(a) 身柄の抑留又は拘禁及び手荷物物の押収の免除

(b) 任務の遂行にあたりその権能の範囲内で行なつた口頭の又は書面による陳述及び行動に關して、あらゆる種類の訴訟手続の免除

(c) すべての書類及び文書の不可侵

第二十一項 特権、免除及び便宜は、理事会の利益のために専門家に与えられるものであつて、専門家個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。事務総局長は、専門家に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、理事会の利益を害することなくこれを放棄することができると判断する場合には、その免除を放棄する権利及び義務を有する。

第八条 特権の濫用

第二十二項 理事会、常設技術委員会及び理事会が設置する各委員会の会合における構成員の代表者でその任務の遂行中のもの及び会合地への往復の旅行中のもの並びに第十六項及び第二十項に掲げる職員は、職務上の活動を理由として、その任務を遂行している国から退去するようその地域の当局によつて要求されることはない。もつとも、その国における公的任務以外の活動のためこれらの者が滞在の特権を濫用した場合には、その国の政府は、これらの者に退去を要求することができる。ただし、

(i) 理事会の構成員の代表者又は第十八項の規定に基づく免除を享有する者は、その国に派遣されている外交使節に適用される外交上の手続に従う場合を除くほか、その国からの退去を要求されることはない。

(ii) 第十八項の規定の適用を受けない職員は、その国の外務大臣の承認がある場合を除くほか、その国からの退去を命令されることはない。その承認は、理事会の事務総局長と協議した後でな

ければ与えられない。職員に対して退去に關する手続が執られる場合には、理事会の事務総局長は、その手続が執られている職員に代わつてこれに参加する権利を有する。

第二十三項 事務総局長は、裁判の正当な運営を容易にし、警察法令の遵守を確保し、並びにこの附屬書に定める特権、免除及び便宜に關連する濫用の発生を防止するため、理事会の構成員の關係当局と常に協力するものとする。

第九条 紛争の解決

第二十四項 理事会は、次の紛争の適当な解決方法について定めなければならない。

(a) 契約から生ずる紛争又は他の私法的性格を有する紛争であつて、理事会を当事者とするもの

(b) 公的地位により免除を享有する理事会の職員に關する紛争

ただし、その免除が第十九項又は第二十一項の規定に従つて放棄されていない場合に限る。

第十条 補足協定

第二十五項 理事会は、一又は二以上の締約政府との間で、当該締約政府に關連する限りにおいてこの

附屬書の規定の適用を調整する補足協定を締結することができる。

「草葉隆圓君尊璽、拍手」

○草葉隆圓君 ただいま議題となりました条約は、關稅行政及び關稅技術の諸問題に關し國際的に調和統一をはかる目的から、關稅協力理事会の設立を定めたものであります。

一九五二年、条約発効により、同理事会は発足いたしました。現在、西歐諸国を中心とする三十三カ国が加盟しております。同理事会は、すでに、

關稅率表における物品分類条約、關稅における物品評價條約の適用上の解釈の統一をはかるほか、關稅手續簡素化のための諸條約案の作成、勧告の採択等の実績をあげております。

委員会における審議の詳細は、會議録で御承知を願ひたいと存じます。五月十二日、質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長竹中恒夫君。

審査報告書

大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年五月十二日

地方行政 竹中 恒夫
委員長

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、(一)大規模な公有水面の埋立てにより、あらたに生ずる土地の区域をもつて村を設置することが適当な場合に、内閣は関係普通地方公共団体の意見をきい

て新村設置の処分をすることができることとし、(二)新村の議員及び長の設置選挙は自治大臣が指定する日まで延期するものとし、(三)その間における村長の職務執行者の選任、権限、新村の条例及び議決事項等につき特例措置を定めようとするもので、妥当なものと認め

た。
なお、別紙のような附帯決議を行なつた。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

本法の施行にあたり、政府は次の諸点につき、遺憾のないよう措置すべきである。

一、自治大臣が指定する新村の設置選挙の日は、住民意思を尊重する趣旨から、可及的速やかに指定すること。

一、新村の議会が成立するまでの間、条例の制定及び議会の議決事項の決定については、住民の意思にそうよう配慮すること。
右決議する。

大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十九年三月十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案

大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、大規模な公有水面の埋立て(干拓を含む。以下同じ。)により生ずる土地に係る区域をもつてあらたに村を設置する場合の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の特例を定めるとともに、当該村の組織及び運営に係る地方自治法その他の法律の特例を定めるものとする。

(村の設置の特例)

第二条 大規模な公有水面の埋立てが行なわれる場合において、当該埋立てによりあらたに生ずる土地

に係る区域をもつて村を設置することが適当であると認めるときは、内閣は、関係普通地方公共団体の意見をきいて、あらたに村を設置することができる。

2 前項の意見については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

3 自治大臣は、第一項の規定による処分があつたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(設置選挙の特例)

第三条 新村(前条第一項の規定による処分により設置された村をいふ。以下同じ。)の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙に関する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「地方自治法第七條第六項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日」とあるのは、「自治大臣が指定する日」と読み替へるものとする。

(職務執行者)

第四条 新村の設置があつたときは、都道府県知事は、都道府県の

議会の同意を得て、当該都道府県の吏員で市町村長の被選挙権を有する者のうちから、新村の長の職務を行なう者(以下「職務執行者」という。)を定めなければならない。

2 職務執行者は、新村の長が最初に選挙され、就任する時まで、この法律に定めるもののほか、新村の長及び収入役の権限に属するすべての職務を行なう。

3 職務執行者の任期は、二年とする。

4 都道府県知事は、職務執行者が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は職務執行者に職務上の義務違反その他職務執行者たるに適しない非行があると認めるときは、その任期中においてこれを解職することができる。

5 地方自治法第百四十二条及び第百四十五条の規定は、職務執行者に準用する。この場合において、同法第百四十五条中「当該普通地方公共団体の議会の議長又は議会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

6 職務執行者は、市町村長の被選挙権を有しなくなつたとき、又は

前項において準用する地方自治法第四百二十二条の規定に該当するときは、その職を失う。この場合において、同条の規定に該当するかどうかは、都道府県知事が決定しなければならない。

(職員)

第五条 職務執行者の補助機関たる常勤の職員は、都道府県知事の補助機関たる職員のうちから、当該都道府県知事の同意を得て、職務執行者がこれを命ずる。

2 職務執行者は、その権限に属する事務の一部を前項の職員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

3 職務執行者は、第一項の職員を指揮監督する。

(条例の特例)

第六条 新村は、新村の設置による議会の議員の一般選挙が行なわれ、当該議会が成立するまでの間においては、地方自治法第九十六条の規定にかかわらず、当該議会の議決に代えて都道府県知事の承認を得て、条例を設け、又は改廃することができる。

2 都道府県知事は、前項の承認をしよとする場合において、当該

条例が地方税の賦課徴収、分担金若しくは使用料の徴収又は行政事務の処理に関する条例であるときは、あらかじめ、当該都道府県の議会の同意を得なければならない。

3 新村の長は、新村の設置後最初に招集された議会の会議において、第一項の規定による条例の制定について、その承認を求めなければならない。

(議決事項の特例)

第七条 職務執行者は、新村の設置による議会の議員の一般選挙が行なわれ、当該議会が成立するまでの間においては、その事務を管理し、及び執行する場合において地方自治法その他の法令により議会の議決を要することとされているときは、これらの法令の規定にかかわらず、当該議決に代えて都道府県知事の承認を得なければならない。

(委員会等の特例)

第八条 新村には、地方自治法第八十一条の選挙管理委員会及び同法第九十五条の監査委員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十

二号)第二条の教育委員会、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条の公平委員会、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三

条の農業委員会並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百二十三条の固定資産評価審査委員会、これらの規定にかかわらず、選挙管理委員会については新村の議会において最初に選挙管理委員会が選挙されるまでの間、監査委員、教育委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会については新村の議会の同意を得てこれらの委員が最初に選任されるまでの間、農業委員会については新村の設置による長の選挙が行なわれ、新村の長が就任するまでの間、これを置かないものとする。

2 前項の規定により選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、公平委員会及び農業委員会が置かれる間においては、新村の選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び公平委員会の事務については都道府県の選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び人事委員会

が、新村の農業委員会の事務についてはは職務執行者が管理し、又は執行するものとする。

(議会の議員、長及び委員の任期の特例)

第九条 第三条の規定により読み替えて適用される公職選挙法第三十条第三項の規定に基づいて自治大臣が指定した日(以下「指定日」という。)から起算して四年を経過した日の前日までの間において選挙され、又は選任される新村の議会の議員、長、選挙管理委員、監査委員及び農業委員会の選挙による委員の任期は、地方自治法第九十条第一項、第四百四十一条、第四百八十三条第一項本文及び第九百七十七条本文並びに農業委員会等に関する法律第十五条第一項本文の規定にかかわらず、二年とする。

2 指定日から起算して四年を経過した日の前日までの間において選任される新村の教育委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の委員の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五条第一項本文及び附則第八条、地方公務員法第九条第十項本文及び

附則第五項並びに地方税法第四百二十三条第六項及び第四百二十四条第一項の規定にかかわらず、二年とし、指定日から起算して四年を経過した日以後最初に選任されるこれらの委員の任期については、当該選任される委員を新村の最初の教育委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の委員とみなして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第八条、地方公務員法附則第五項及び地方税法第四百二十四条第一項の規定をそれぞれ適用する。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(自治省設置法の一部改正)
2 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の七の次に次の一号を加える。
十四の八 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)の施行に関する事務を行なうこと。

第十条第五号の五の次に次の一
号を加える。

五の六 大規模な公有水面の埋
立てに伴う村の設置に係る地
方自治法等の特例に関する法
律の施行に関すること。

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君 たいま議題となりま
した「大規模な公有水面の埋立てに伴
う村の設置に係る地方自治法等の特例
に関する法律案」について、委員会に
おける審査の経過と結果を御報告申し
上げます。

この法律案のおもな内容は、近く完
成が予定されている八郎潟の中央干拓
地のように、大規模な公有水面の埋め
立てが行われる場合、適当と認める
ときは、内閣が、関係地方公共団体の
意見を聞いて、新しい村を設置するこ
とができることとし、新村の議員及び
長の設置選挙は、自治大臣が指定する
日まで延期し、それまでの間は、知事
の任命する職務執行者が村長の職務を
行ない、条例の制定及び議決事項の決
定の手続、行政委員会の運営等につい
て経過措置を定め、その他、一定期間
に限り、議員、長等の任期を短縮する
特例を設けようとするものでありま
す。

委員会におきましては、三月十七
日、政府当局から提案理由の説明を聞
き、慎重審査を行ないましたが、五月
十二日質疑を終局し、討論に入りまし
たところ、西田委員より、自由民主党
を代表して本法律案に賛成し、あわせ
て各派共同提案にかかる附帯決議案を
提出されました。

その内容は、
本法の施行にあたり、政府は次の
諸点につき、遺憾のないよう措置す
べきである。

一、自治大臣が指定する新村の設置
選挙の日は、住民意思を尊重する
趣旨から、可及的速やかに指定す
ること。

一、新村の議会が成立するまでの
間、条例の制定及び議会の議決事
項の決定については、住民の意思
にそうよう配慮すること。

というものであります。

次いで採決いたしましたところ、本
法律案は全会一致をもって原案どおり
可決すべきものと決定いたしました。

また、右の附帯決議案は、全会一致
をもってこれを委員会の決議とするこ
とに決定した次第であります。

なお、附帯決議に対し、赤澤自治大
臣より、決議の趣旨に沿い善処いたし

たい旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めま
す。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、水先
法の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)を議題といたしま
す。

まず、委員長の報告を求めます。運
輸委員長米田正文君。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

水先法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十一年四月二十八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

水先法の一部を改正する法律案

水先法の一部を改正する法律

水先法(昭和二十四年法律第二百
十一号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第一条・第二条」を「第一
条」に、「第二十二條」を「第
二十二條の六」に改める。

第一条第三項中「水先人の組合(水
先人の組合)」を「第二十二條の三第一
項に規定する水先人会(同項に規定
する水先人会)」に改め、同条を第一
条の二とし、第一章中同条の前に次
の一条を加える。

(目的)
第一条 この法律は、水先をするこ
とができる者の資格を定め、及び
水先業務の適正かつ円滑な遂行を
確保することにより、船舶交通の
安全を図り、あわせて船舶の運航
能率の増進に資することを目的と
する。

第四条第一項第一号中「二年」を
「三年」に、「千トン」を「三千トン」に
改める。

第十一条中「別表の通りとする」を
「政令で定める」に改め、同条に次の
一項を加える。

2 前項の規定に基づき、政令を制
定し、又は改廃する場合において

は、政令で、その制定又は改廃に
伴い合理的に必要と判断される範
囲内において、所要の経過措置を
定めることができる。

第十五条の次に次の一条を加え
る。

(水先業務用施設の確保)

第十五条の二 水先人は、水先船そ
の他の水先業務に必要な施設であ
つて省令で定めるもの(以下「水先
業務用施設」という。)を確保して
おかなければならない。

第十六条中「船長の行う水先人を
求める信号を認めた」を「船長から水
先人を求める旨の通報を受けた」に、
「直ちに」を「その求めに応じ」に改め
る。

第三章中第二十二條の次に次の五
条を加える。

(水先約款)

第二十二條の二 水先人は、水先約
款を定め、その実施前に、運輸大
臣に届け出なければならぬ。こ
れを変更しようとするときも、同
様とする。

2 運輸大臣は、前項の水先約款が
利用者の正当な利益を害するおそ
れがあると認めるときは、当該水
先人に對し、その水先約款を変更
すべきことを命ずることができる。

3 水先人は、第一項の水先約款をその事務所において利用者に見やすいように掲示しておかなければならない。

(水先人会)

第二十二條の三 水先区を同一にする水先人は、当該水先区について一個の水先人会を設立しなければならない。

2 水先人会は、水先業務の円滑な遂行に資するため、合同事務所(会員のする水先の引受けに関する事務を統合して行なうための事務所をいう。以下同じ。)の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行なうことを目的とする。

(水先人会の会則)

第二十二條の四 水先区を同一にする水先人は、水先人会を設立しうとするときは、会則を定め、その会則について運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 水先人会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 会の代表者その他役員に関する規定

三 入会及び退会に関する規定

四 会議に関する規定

五 合同事務所の設置及び運営に関する規定

六 水先修業生の修習に関する規定

七 会計に関する規定

八 その他重要な会務に関する規定

3 水先人会は、その会則を変更しうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(入会)

第二十二條の五 水先人会が設立されている水先区について水先人の免許を受けた水先人は、当該水先人会に入会しなければならない。

(会則遵守の義務)

第二十二條の六 水先人は、所属水先人会の会則を守らなければならない。

第二十三條中「この法律の規定を」に改める。

第二十四條の二に見出しとして

「海上航行安全審議会の意見の徴取等」を附し、同条第一項中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第二十四條の三とし、第二十四條の次に次の一条を加える。

(業務改善の命令)

第二十四條の二 運輸大臣は、水先

人がその業務を行なうにあたり利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、当該水先人に對し、水先業務用施設の改善その他水先業務の円滑な遂行を確保するため必要な事項を命ずることが出来る。

第二十五條を次のように改める。

(水先人会に対する勧告)

第二十五條 運輸大臣は、水先人会の適正な運営を確保するため必要があるとき、水先人会に對し、その行なう業務について勧告することが出来る。

第二十六條の前の見出し中「及び報告」を削る。

第二十七條及び第二十八條中「報告し」を「届け出」に改める。

第二十九條及び第三十條を次のように改める。

(報告及び検査)

第二十九條 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、水先人若しくは水先人会に對してその業務に関する報告をさせ、又はその職員に水先人若しくは水先人会の事務所その他の事業場若しくは水先船に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(職権の委任)

第三十條 この法律の規定により運輸大臣の職権に属する事項は、政令で定めるところにより、海運局長に行なわせることが出来る。

第三十一條第四号中「第二十五條第一項」を「第二十二條の二第二項又は第二十四條の二」に改める。

第三十二條第三号中「第三十條」を「第二十八條」に改め、「若しくは報告」を削り、同条を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十二條の二第一項の規定による届出をしないで水先の引受けをした者

四 第二十二條の二第三項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

第三十二條に次の一号を加える。

六 第二十九條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者別表を削る。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、附則第四條の規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

第二條 この法律の施行前にした改正前の水先法(以下「旧法」という。第三條の規定による水先人の免許は、改正後の水先法(以下「新法」という。)の規定に基づいてしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に水先人の免許の申請をしている者に對して当該申請に係る水先人の免許をする場合における免許の要件については、新法第四條第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新法第四條第一項第二号の規定の適用については、この法律の施

昭和三十九年五月十三日 参議院會議録第二十二号 水先法の一部を改正する法律案 国事行為の臨時代行に関する法律案

〔米田正文君登壇、拍手〕

行前に旧法第一条第三項に規定する水先修業生として実務を修習した期間は、新法第一条の二第三項に規定する水先修業生として実務を修習した期間とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に水先人である者が、その際現に実施している水先約款については、新法第二十二條の二第一項中「その実施前に」とあるのは、「水先法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）の施行の日から三十日以内に」とする。

第四条 水先区を同一にする水先人は、この法律の施行前において、新法第二十二條の三及び第二十二條の四の規定の例により、会則を定めて運輸大臣の認可を受け、水先人会を設立することができる。

2 前項の規定により認可を受けた会則は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとし、当該水先人会は、この法律の施行の日において新法の規定により設立されたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○米田正文君 だいたい議題となりまして、水先法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、最近の主要港湾等における船舶交通の実情にかんがみ、これらの水域における船舶交通の安全を確保するとともに、運輸能力の増進をはかるため、水先業務の一そう円滑な遂行を確保することを目的として、所要の改正を行なうとするものであります。

本法案の要旨について申し上げますと、
第一は、水先人の技術水準の向上をはかるため、水先人の免許要件として定められている船長履歴について、乗船期間を三年以上に、乗り組み船舶を三千総トン以上に、それぞれ引き上げたこと。

第二は、水先区を同一にする水先人は、水先業務の円滑な遂行をはかるため、その水先区につき一個の水先人会を設立しなければならないこととし、水先人会は、会員の水先の引き受けに關する事務を統合して行なう合同事務所を運営するほか、水先人の養成等に

關する事務を行なうことと定められたこと。

第三は、水先人に対し、水先船等の業務用施設の確保及び水先約款の事前届け出を義務づけるとともに、水先人に対する業務改善命令、水先人会に対する勧告、及び事業場への立ち入り検査等、運輸大臣の監督に關する規定を整備したこととであります。

委員会の審議におきましては、わが国水先制度の当面する問題の各般にわたり、終始熱心な質疑が行なわれたのであります。詳細は會議録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りまして、別記発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長（重宗雄三君） 過半数と認められます。よって、本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君） 日程第六、国事行為の臨時代行に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長三木與吉郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国事行為の臨時代行に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十九年三月十九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

国事行為の臨時代行に関する法律案

国事行為の臨時代行に関する法律案

（趣旨）

第一条 日本国憲法第四條第二項の規定に基づく天皇の国事に関する行為の委任による臨時代行につ

ては、この法律の定めるところによる。

（委任による臨時代行）

第二条 天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故があるときは、摂政を置くべき場合を除き、内閣の助言と承認により、国事に関する行為を皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第十七條の規定により摂政となる順位にあたる皇族に委任して臨時に代行させることができる。

2 前項の場合において、同項の皇族が成年に達しないとき、又はその皇族に精神若しくは身体の疾患若しくは事故があるときは、天皇は、内閣の助言と承認により、皇室典範第十七條に定める順序に従つて、成年に達し、かつ、故障がない他の皇族に同項の委任をするものとする。

（委任の解除）

第三条 天皇は、その故障がなくなつたとき、前條の規定による委任を受けた皇族に故障が生じたとき、又は同條の規定による委任をした場合において、先順位にあたる皇族が成年に達し、若しくはその皇族に故障がなくなつたときは、内

閣の助言と承認により、同条の規定による委任を解除する。

(委任の終了)

第四条 第二条の規定による委任は、皇位の継承、摂政の設置又はその委任を受けた皇族の皇族たる身分の離脱によつて終了する。

(公示)

第五条 この法律の規定により天皇の国事に關する行為が委任され、又はその委任が解除されたときは、内閣は、その旨を公示する。

(訴追の制限)

第六条 第二条の規定による委任を受けた皇族は、その委任がされている間、訴追されない。ただし、このため、訴追の権利は、害されない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔三木與吉郎君登壇、拍手〕

○三木與吉郎君 ただいま議題となりました国事行為の臨時代行に關する法律案の内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国憲法第四条第二項の規定に基づき、天皇に精神もしく

は身体の疾患または事故があるときは、摂政を置くべき場合を除き、内閣の助言と承認により、国事に關する行為を、摂政となる順序に従つて、成年に達し、かつ、故障がない皇族に委任して、臨時代行させることができるようにしようとするものであります。

本委員会におきましては、臨時代行を設置する場合に、皇室會議の議を経ない理由、国事行為の範圍並びに委任の範圍、内閣の行なう助言と承認の意義、生存者叙勲の復活に關連する諸問題等について質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十三分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君

山高しげり君	林 堪君	丸茂 重貞君	植垣弥一郎君
植木 光教君	鬼木 勝利君	仲原 善一君	中野 文門君
野知 浩之君	二木 謙吾君	天坊 裕彦君	竹中 恒夫君
大竹平八郎君	鳥島徳次郎君	鈴木 万平君	山下 春江君
青田源太郎君	赤間 文三君	山本 利壽君	大谷 賛雄君
中尾 辰義君	北條 雋八君	館 哲二君	佐藤 芳男君
鈴木 恭一君	森部 隆輔君	青柳 秀夫君	平島 敏夫君
堀本 宜実君	小平 芳平君	鍋島 直紹君	堀 末治君
二宮 文造君	鈴木 一弘君	藤野 繁雄君	新谷寅三郎君
上原 正吉君	最上 英子君	紅露 みつ君	杉原 荒太君
白木義一郎君	高瀬莊太郎君	田中 茂穂君	小林 英三君
奥 むめお君	岡崎 真一君	大野木秀次郎君	寺尾 豊君
河野 謙三君	三木與吉郎君	植竹 春彦君	平井 太郎君
原島 宏治君	和泉 覚君	西川 五郎君	天竺 良吉君
村上 義一君	佐藤 尚武君	井川 伊平君	鹿島 俊雄君
野田 俊作君	太田 正孝君	川上 為治君	松野 孝一君
笹森 順造君	中上川アキ君	日高 為君	温水 三郎君
北口 龍徳君	鈴木 一司君	亀井 光君	野上 進君
沢田 一精君	源田 実君	山本 杉君	金丸 富夫君
熊谷太三郎君	川野 三咲君	米田 正文君	村山 道雄君

那 祐一君	安井 謙君	高橋進太郎君	鹿島守之助君
増原 恵吉君	小柳 牧衛君	小宮市太郎君	矢山 有作君
高橋 衛君	草葉 隆圓君	野々山一三君	柳岡 秋夫君
田中 啓一君	吉武 恵市君	長谷川 仁君	瀬谷 英行君
石井 桂君	細木 亨弘君	櫻井 志郎君	杉山善太郎君
大谷藤之助君	稻浦 鹿藏君	豊瀬 禎一君	佐野 廣君
谷口 慶吉君	北畠 教真君	後藤 義隆君	林田 正治君
西田 信一君	小西 英雄君	山本伊三郎君	武内 五郎君
大谷藤之助君	稲浦 鹿藏君	柴谷 要君	北村 暢君
石井 桂君	細木 亨弘君	前田 久吉君	白井 勇君
田中 啓一君	吉武 恵市君	光村 甚助君	鈴木 壽君
高橋 衛君	草葉 隆圓君	伊藤 顯道君	小林 武治君
増原 恵吉君	小柳 牧衛君	松澤 兼人君	中村 順造君
那 祐一君	安井 謙君	下村 定君	小沢久太郎君
増原 恵吉君	小柳 牧衛君	佐多 忠隆君	加藤シヅエ君
高橋 衛君	草葉 隆圓君	秋山 長造君	阿部 竹松君
田中 啓一君	吉武 恵市君	岩間 正男君	須藤 五郎君
石井 桂君	細木 亨弘君	渡辺 勘吉君	小林 武君
大谷藤之助君	稲浦 鹿藏君	松本 賢一君	野上 元君
谷口 慶吉君	北畠 教真君	基 政七君	横川 正市君
西田 信一君	小西 英雄君	鈴木 強君	相澤 重明君
大谷藤之助君	稲浦 鹿藏君	占部 秀男君	田上 松衛君
石井 桂君	細木 亨弘君	久保 等君	亀田 得治君
田中 啓一君	吉武 恵市君	阿具根 登君	田畑 金光君
高橋 衛君	草葉 隆圓君	天田 勝正君	永岡 光治君
増原 恵吉君	小柳 牧衛君	中村 正雄君	椿 繁夫君
那 祐一君	安井 謙君	大和 与一君	羽生 三七君

國務大臣

内閣總理大臣 池田 勇人君

外務大臣 大平 正芳君

大蔵大臣 田中 角榮君

厚生大臣 小林 武治君

運輸大臣 綾部健太郎君

自治大臣 赤澤 正道君

政府委員

内閣法制局長官 林 修三君

總理府總務長官 野田 武夫君

厚生省年金局長 山本 正淑君

農林政務次官 松野 孝一君

〔第十九号参照〕

審査報告書

保健所において執行される事業等に
に伴う経理事務の合理化に関する
特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと
議決した。よつて要領書を添えて、
報告する。

昭和三十九年四月二十三日

社会労働
委員長 鈴木 強
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、補助金等合理化審
議会の答申にもとづき、保健所に
おいて執行される事務又は事業に
要する費用に係る国の負担金及び
補助金に関する経理事務の合理化
に資するため、これらの負担金及
び補助金について、その率等の特
例を定めようとするもので妥当な
措置と認める。

一、費用

本法施行のため別に費用を要し
ない。

審査報告書

刑事補償法の一部を改正する法律
案

右全会一致をもつて可決すべきものと
議決した。よつて要領書を添えて、
報告する。

昭和三十九年四月二十三日

法務委員長 中山 福藏
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済
事情にかんがみ、刑事補償法の規
定による補償金の額の算定基準と
なる日額等を引き上げようとする
ものであつて、おおむね妥当な措
置と認める。

一、費用

本法施行に要する費用は、一千
二百万円が見込まれ、昭和三十九
年度予算に計上されている。

審査報告書

特許法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添えて、
報告する。

昭和三十九年四月二十三日

商工委員長 前田 久吉
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、特許等工業所有権
の権利の登録に関する事務処理の

合理化を図るため、特許原簿等工
業所有権の原簿を磁気テープ等を
もつて調整することができると
とし、あわせてその調製した部分
に記録されている事項を記載した
書類の交付を請求できるように
し、その場合の手数料の最高額を
定めようとするもので妥当な措置
と認める。

一、費用

本法施行のため別に費用を要し
ない。

審査報告書

保安林整備臨時措置法の一部を改
正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと
議決した。よつて要領書を添えて、
報告する。

昭和三十九年四月二十三日

農林水産
委員長 青田源太郎
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、保安林整備計画
の実施状況及び最近の水資源の需
要の動向にかんがみ、本年四月末
で失効することになつてゐる現行
法の有効期間を十年延長しようと
するものであつて、妥当な措置と
認める。

一、費用

この法律施行のため、昭和三十
九年度一般会計予算に保安林整備
計画樹立費千四百二十一万円が、
また、同国有林野事業特別会計予
算に民有保安林買入費七億三千九
十三万二千円がそれぞれ計上され
てゐる。

審査報告書

海上衝突予防法の一部を改正する
法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと
議決した。よつて要領書を添えて、
報告する。

昭和三十九年四月二十三日

運輸委員長 米田 正文
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、千九百六十年の国
際海上衝突予防規則に準拠して、
海上における船舶および水上航空
機の衝突予防に關する規定を整備
しようとするものであつて、妥当
な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要
しない。

